

消 防 予 第 327 号
令和 8 年 7 月 13 日

各都道府県消防防災主管部長
各 消 防 本 部 消 防 長
非常備町村消防防災主管部局長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

非常電源（自家発電設備）の点検における負荷運転の状況等に係る
調査の実施について

消防用設備等の非常電源として設けられる自家発電設備については、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（平成 30 年消防庁告示第 12 号）により点検方法を見直し、負荷運転の実施周期の延長等を行ってから一定年数経過したところです。今般、当該見直し後の負荷運転の状況等を把握し、その適切な運用を図るため、下記のとおり調査を実施することとしましたので御協力をお願いします。

なお、本調査結果については、執務上の参考として消防庁ホームページに掲載するほか、消防用設備等の点検率向上等に係る検討に供する予定です。また、御回答いただいた内容について、個別にヒアリングを行う場合がありますので、予め御承知おきください。

記

1 調査対象

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第一に掲げる防火対象物のうち、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条第 1 項に基づき非常電源（自家発電設備）が設置されているもの。

2 回答方法

（1）都道府県

各消防本部及び町村から直接回答されるため、回答の必要はありません。

（2）消防本部及び消防本部を置かない町村

一斉通知・調査システムから直接、回答をお願いします。

3 回答期限

令和 8 年 8 月 21 日（金）